

平成 2 5 年 第 2 回 定 例 会

総 務 常 任 委 員 会 会 議 録

(平成 2 5 年 6 月 4 日)

栄 町 議 会

総務常任委員会

議事日程

平成25年6月4日（火曜日）午後1時00分開会

事 件（1）付託議案の審査

議案第7号 栄町犯罪のないまちづくり推進条例

議案第8号 栄町社会資本整備等基金条例

議案第9号 栄町国営印旛沼二期土地改良事業負担金支払準備基金条例

出席委員（14名）

委員長	藤村 勉 君	副委員長	松島 一夫 君
委員	菅原 洋之 君	委員	鈴木 照夫 君
委員	大野 徹夫 君	委員	橋本 浩 君
委員	金島 秀夫 君	委員	山田 真幸 君
委員	野田 泰博 君	委員	高萩 初枝 君
委員	戸田 栄子 君	委員	大野 博 君
委員	大澤 義和 君		

欠席委員

委員 染谷 茂樹 君

出席委員外議員

なし

説明のため出席した者

総務課長 長崎 光男 君

出席議会事務局

事務局長 湯原 国夫 君 書記 野平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 7 号栄町犯罪のないまちづくり推進条例、議案第 8 号栄町社会資本整備等基金条例及び、議案第 9 号栄町国営印旛沼二期土地改良事業負担金支払準備基金条例であります。

お諮りします。議案第 7 号、第 8 号及び、第 9 号については、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議なしと認めます。よって町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

◎ 議案第 7 号

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長、中澤財政課長におかれましては、ご出席をいただきありがとうございます。それでは、議案第 7 号栄町犯罪のないまちづくり推進条例を議題とします。既に本会議において提案理由の説明を頂いておりますが、補足説明があればお願いします。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 提案理由の際にも申しあげたところではございますが、県内の自治体で 8 割を超える市町村が同様の条例を制定している状況でございます。先行いたします市町村の条例をみてみますと、題名を含めまして個々の規定については様々統一性があるという訳ではありませんが、いずれの条例においても基本理念ですとか、市町村、住民などの役割分担を定めまして、条例の目的を達成するために、それぞれの主体が連携及び協力して取り組むというような構成になっております。また本日、提案させていただいております栄町犯罪のないまちづくり条例に類似いたしました町条例といたしましては、栄町暴力団廃除条例、栄町交通安全条例というようなことでございまして、これも理念的、訓示的条例というような形であげられているところでございます。補足説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（藤村 勉君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。野田委員。

○委員（野田泰博君） 条例案の 5 条、6 条の役割ですが、町の役割というのは今の説明でわかるのですが、町民の役割と自治会等の役割、事業者等の役割で分けられていますが、なにか細則みたいのものは作るのですか。自治会とか町民とか、犯罪のないまちづくりはこういうことなんですとか、具体的なものを明記していくのですか。それがないと協力を努めるものと

するというのがわからないと思うのですが。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） まず、町民、自治会、事業者の役割ということで、町以外でこの3者については、協力体制を組みながら進めていきたいという形で条例構成してございます。それぞれ、細則というお話がございましたけれども、現在のところ、細則的なものは作らずに条例の中で進めて参りたいと考えております。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 条例というのは、これだけですか。これ以外に何かありますか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 規則という意味でしょうか。一応この条例だけでいこうかと思っています。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 私も去年自治会長やったので、こういうのがあると、自治会は積極的に取り組めるように努めるとあって施策に協力する様努めるとなっていますが、具体的なものがないと多分、自治会も町民もわからない、出来ないのではないかと。基本の主旨はわかるけれども、ここまで推進条例を作るのであれば、なんらかの形で役割はこうだよ、防犯はこうだよと。例えば、不審者がいたら知らせる様にするとか、それを防犯カメラで各自治会は、要所所においてやらなければならないと、お金もかかるとか、いろいろ出て来るのではと思いますが、そういうことを考えて犯罪のない町づくりをこれから具体的に進めていくかどうか、どういうことを想定してやっていくのか、よその町にないから、同じようなものを作るのだというだけで形として作ったのか、なにか考えありますか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 犯罪のない町ということで、一般町民の方が見て具体的にこれこれとせずとも、例えば不審者がいれば、通報していただけるような形になるのだろうと思いますし、そういう啓発は進めていきたいと思っています。個別具体的な行動指針みたいなものを定めて行くというところまでは、現在考えていないということです。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） そうすると、この条例があるとすると、町の中で役場の中にいろんな苦情を言ってくる人も中にはいると思います。そういう時に大ざっぱなものがあつたとして、どのような対処するのかなと心配になったところもあるのですが。細かくがんじがらめにするということではなくて、反対にその方が怖い気もしますから。イメージとしてどういうものをこの条例で想定しているのか。他の人でも意見があつたら言ってもらいたい。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 犯罪のない町をつくるとか、隣近所に不審者がいる時に、自分の

身・生命・財産とかを脅かすような存在の者がいれば、当然それなりの行動はしていただけるものだと考えておまして、あくまでも、ここで定めている条例は理念的なものがメインとしてつくらせていただいておりますので、あまり細かくしなくても一般のかたも、充分理解出来るだろうということなのです。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 細かくしろと言っているのではなくて、こういうものを作って役場は、どういう想定をしたかなど。いろんなクレームの中におりまげて来たとき、面倒くさいのではないかという気もしたけど。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 目的にもありますけれども、町民が安心して暮らせるというのを第一に考えていますので、町民の皆さんに犯罪のない町、犯罪防止という意識づけを強めていきたいということで、この条例をもって進めていきたいと考えています。

○委員長（藤村 勉君） 大野委員。

○委員（大野徹夫君） これは例えば、町民の方に、こういうことを知ってもらいたいということだと思うのですが、漠然としているので中々伝わらないと思いますが、子ども110番のように、なにか知らしめるものを作った方がよいのではと思うのですが。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 子ども110番もある意味この中に含まれるものです。あれは、具体的な施策として、あのようなことを対応していただいているという解釈で、ここで示している条例は、もう少し上の全体的なカバーするような、町民が安心して暮らせるようなまちづくりという、一般的な抽象論の条例になってしまっているので、具体的なものは書き込んでいない状況です。ただ、役割の中でおっしゃられているような子ども110番などの施策について行うときには、町も積極的に連携して進めていきますよというような立ち位置についてはきちんと書いてあるということです。

○委員長（藤村 勉君） 大野委員。

○委員（大野徹夫君） わかりました。ただ、伝わらないのではと思います。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 伝え方につきましては、広報、ホームページを使いながら広く知らしめていきたいと思っております。ただ、個別具体的なところについては、いろいろなケースが考えられますので、それについては書き込めきれないということもご理解いただければと思います。

○委員長（藤村 勉君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） 9条について具体的に書かれていますが、どういうことを想定しているのか説明をお願いします。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 情報の提供ですとか、技術的助言その他必要な支援ということ
でよろしいでしょうか。まず、情報の提供に関しましては、例えば警察の所轄から町に提供さ
れた、犯罪発生状況ですとか、不審者に関する情報、防犯パトロールに役立つ地域の犯罪発生
場所に関する情報、犯罪被害に遭わないための心構え、犯罪に巻き込まれそうになった場合の
対処方法などあるいは、町と警察が連携して実施する取組に関する情報、町が実施する施策に
関する施策の情報等を情報提供と考えています。技術的な助言というところにつきましては先
進的な取組事例を行っている活動事例などもございますので、そういったものを紹介していく
こと、そういった活動を支えるための事実的な助言を行うということを考えております。その
他必要な支援といたしましては、自治会、自主防犯団体による防犯活動中に例えば、参加者が
事故にあってしまったというような際に補償する保険への加入ですとか資機材の貸付、既に行
っている成田防犯連合会とか、印西警察関係の防犯連合会に対する助成金の交付等が考えられ
ます。

○委員長（藤村 勉君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） いま、お話のあった中で、新規にこういうのをやっていこうというの
は含まれていますか。それとも、いまやっている活動を全部この中で網羅しているということ
ですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 今やっているものをメインとして考えていますし、これから起こ
りえるであろう先進的事例等につきましては、情報提供等は進んで参りたいと思っております。

○委員長（藤村 勉君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） 情報提供は具体的にどういうふうにされようとしているのか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 現在も行っているのですけれども、行政回覧等におきまして、各
種活動も行っていますし、広報等通じて対応して参りたいと考えております。

○委員長（藤村 勉君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） ちょっと話それちゃうかもしれませんが、いま、行政回覧とか広報と
おっしゃったのですが、自治会の加入率が大幅低下している中で、それだけで網羅出来るのか
心配なのですが。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 広報紙、ホームページ等活用するということなんです。あとは防災
無線、防災メール等も活用していきたいと思えます。

○委員長（藤村 勉君） 鈴木委員。

○委員（鈴木照夫君） 今まで防災無線で、印西市等は振込めサギなどはよくやっています

が、栄町は振込めサギの件では今まで聞いたことがないのですが、そういうことは、できるのかできないのかお伺いします。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 私どもの方でもやっています。防災メールでもやっています。

○委員長（藤村 勉君） 金島委員。

○委員（金島秀夫君） これは、防犯だとか町全体の安心安全なので、町としてキャッチフレーズとしてやりたいというあれがある訳でしょ。栄町はこういうことでやっていますよ。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） ある意味そういった面もあると考えています。

○委員長（藤村 勉君） 金島委員。

○委員（金島秀夫君） 役割分担だということで町民だとかいろいろ出ている訳ですけども、この中の7条なのですが、業者、ここに基本理念に則って犯罪の防止に配慮した事業所、店舗などの整備すると、その他の犯罪のない町づくりのために必要な処置を講ずると書いてあるのですけれども、例えばここは必要だということになった場合には、どこで判断するか分からないのですけれども、小さな企業の場合だと、そのための費用があまりないだとか、そういう時の費用なんていうのは、勧告はするけど費用はどうなんだろうかと。思って。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 費用を町が補助するのかもしれないのかというご質問でしょうか。補助は考えておりません。事業者が犯罪者に入りこまれるような対応をとることは、そもそもないだろうというのがあると思うので、当然そういったものも踏まえてやられるのではないかと。思うのですが。

○委員長（藤村 勉君） 金島委員。

○委員（金島秀夫君） どの事業者も入られると思っていないと思うのですよ。でも、専門家から見たら入り易いとか、入れ易いとか、いろいろあると思うのです。その時に勧告例えば、お宅はこうだから、こうした方が良いよとか、これは町がそういうことは言えないと思うのだけでも、警察から言ってもらうとかあった時、その時、業者はどうしたら良いのかと、それで聞いたのです。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 犯罪履歴というか、犯罪の発生状況というのがいろいろなところで、警察から私どもにも来ますので、そういったものを皆さん方に先ほどらい申しあげている様な媒体を使って周知することで注意喚起を呼び掛けて行く、それに基づいて事業者の方々は必要な対応をとっていただくというのが原則だと考えています。

○委員長（藤村 勉君） 他に質疑ございますか。山田委員。

○委員（山田真幸君） 1つだけ教えてください。基本理念の3条の2項ここに、自主的な

活動等が一体的かつ有機的に実施されるべきことを旨としての、有機的というのはどういうことを指すのか教えてください。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 本来個別で行うような行為があったとします。それを1つの行為というように強く結び付き合いながら互いに関係しあって進めて行く。どちらが欠けてもいけない様な関係で取り組んでいくというのを一体的かつ有機的という表現をさせていただいたところなんです。一緒にということだけではちょっと言葉が不足している点がありましたので、互いに関係し合いながらベクトルを合わせて同じ方向へ進めていくということでございます。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 基本理念のところ、全ての条文に旨としてと書いてある。この旨としてというのが挿入されているのと挿入されていないのでは若干意味が違ってくるのだけ、なぜ、あえて旨としてを入れたのか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） まず、作り方といたしまして、県条例を参考にさせていただいております。その、県条例に倣っているというのが1つです。旨としてというのは主旨としてという意味だと思います。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 実施されるよう推進されなければならないとか、配慮されるようにやらなくてはいけないとかで済むのを、あえて旨としたというのは、特別の意味があるのかなどと考えたのですが。更に言えば3条の1項で、旨としての前に必要性が認識されることを旨とすると、地域社会の形成、相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成、地域社会を形成するように推進するのではなくて、形成することが必要だということが皆さんに分かってもらうようなことを主旨としてというふうになるのだよね。なぜ、必要性が認識されないようなややこしい文言入れているのか、2項では、その構成要素であるというのが余計なんだけど、なぜ、こんなふうな変な持って回った言い方をしているのかなと、県の条例に準拠したから県の条例が持って回っているんで持って回った。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） まず、私ども条例を作る時には法律に書かれているものはその法律に基づいた言い回し等を参考にというのが考え方の1つでございます。県条例があるものについては条例としてあれば、それも参考にさせていただいて書きぶりとしては書いていくというのが、前提としてある訳でございます。そういった事を踏まえて今回は同じような書きぶりになっている訳でございますが、確かに回りくどいと言われれば回りくどいのかもかもしれませんけど、そういう作り方をしているということでご理解いただくしかないのです。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 栄町なんだから栄町の条例にしましょうというのが1つ有るのです。県がこうだとか、成田市もこんな言い回ししているんだけども栄町は、もっと読んです一つと分かるような文章に書き直すことも可能だと思うのです。理念の条例だからあえてやらなくてもいいのかもしれないけれども。3条の3項基本的人権を不当に侵害しないように配慮されるべきとあるけども正当に侵害する訳ないんだから。基本的人権が侵害されないようにで充分なのに不当なんて入れる訳でしょ。なんか変だよねと、読んだ時に思いました。感想として述べて終わりにします。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 多分、基本的人権を侵害しないようにということになると、当、不当というところで考え方あるのかなと思って、ここに不当という事をわざわざ入れたのだと思っていいのですけれども。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） これにて質疑を終わります。

これより議案第7号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をいただきます。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） これにて委員各位からの意見・討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（藤村 勉君） 挙手全員。よって、議案第7号栄町犯罪のない町づくり推進条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

◎ 議案第8号

○委員長（藤村 勉君） 続きまして、議案第8号栄町社会資本整備等基金条例を議題といたします。既に本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いします。中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 8号ということでご審議いただいておりますが、議案第8号、9号、関連する部分についてお話させていただきます。両方の基金条例の中で特に大きく違う点としましては、設置要件と処分要件、条項で言いますと第1条と5条の1この2箇所がこの2つの基金条例では異なる部分です。1番肝心の設置要件と処分要件。まず、そちらが違うということを前提で説明をさせていただきたいと思っております。第8条につきましては、今回は元気づくり交付金ということを前提でさせていただいておりますが、その交付金以外にも今後社会資本の整備ということで、必要に応じて基金を積み上げて新設、改修、改善のための基金とさ

せていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（藤村 勉君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。金島委員。

○委員（金島秀夫君） 3条なんです、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するという基金の運用なのですが、どういう形で運用するのですか。極端に言ったら、株の出し入れ等もあるのですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） あくまでも、運用については、会計管理者の責務で実施されておりますが、想定される管理・運用方法については定期だとか国債だとか特に限定はされませんが、こちらにあります様に、確実かつ有利な方法ということで運用することが、必要だということになります。現実にもどのようにしているかということ定期貯金だとか、今後については国債ということもあり得るのかなど。特にそれを指定するものではないということです。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。野田委員。

○委員（野田泰博君） 基金というものを作るとしたら、その基金というのは、例えば年度替わりの時に基金としていくらか最初から予算を取って行く訳ですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 今回の社会資本整備等基金条例につきましては、9月補正でいくらか積むよということで、9月に限らず事前に予算で議員の皆さまの判断を仰ぐという形になります。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 基金はこれ位にするという目標値があって、9月にいくらか積むよということなのですが、栄町の予算というのは3月に当初予算を作って、年度末にこれ位余ったよと、だったらそれを基金に繰り入れようというやり方を今までしているところが多いと思いますが、社会資本整備等の基金条例と社会資本というのがちょっとよくわからないんですが、印旛沼土地改良事業負担、これも考えてみたら社会資本だと思うのですが、こういうふうに分けて、お金を置いて行くよと、ある意味これは栄町の貯金になるのだと思いますが、特別な理由で2つに分けていけるのですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） いま、2つの基金の話がありましたが、まず、社会資本整備等の基金につきましては、一定の額、平成25年に国から頂くお金の中で、他の補助などが付かないもので町で実施しなければならないものを前提に今回補正予算で計上させていただいています。他の補助金がつくものは、その補助金を使って事業をやるという形で考えていますので、補助がつかなくてもやらなければならないものを今回の元気づくりの関係の交付金で活用と、その額が国から平成25年度おりてきますので、あくまでも、今回基金に積むものは平成

25年度におりてきて平成25年度中に使い切れなかった、そこまでの事務手続きが出来なかったものを平成26年度に積むということで、今回はこの基金については、平成25年度中に積むものについては、額はある程度、国からおりてきた残りということで限定されてしまいます。また、ちょっと先の話で申し訳ないのですが、土地改良についても土地改良分ということで国から震災の関係で、交付金が出てきますので、その分を限定で積むという形になっております。今回は財政調整基金等他とは違って、この部分を積むということで、積むものについては現時点では、ある程度確定していると、土地改良についてはその部分だけしか積みませんが、社会資本整備については元気づくり交付金が処理終わった後は、今後の社会資本整備、庁舎だとか各種施設を整備・改修・あるいは、新設するときのための基金ということで、それ以降については繰越金だとか、予算の中で決議をいただいて積んでいくという形になります。ただそれは、どの位になるのかというのはこの時点では何とも言えません。ただ財政調整基金と同じような形で繰越金の中から何%はこちらへという形になるのかなと考えています。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） これは、私も精査した訳ではないのですが、たまたま、今日テレビでやっていたのですが、復興資金ということで、国からお金が配られていると、余ったものを基金を作って入れている市町村があると、それを返してもらおうと。要するに復興資金なら復興資金として使いなさいと、足りないから出したのであって、どの位余ったのか。それは国に返すべきものではないかという、これは、私の理解が間違っているかも知れません。聞いただけで、何も調べていませんから。そうすると、今後、震災の関係で余った資金は返さなければならないということになると基金には出来ないのではないかと思って見ていたのですが。私の情報が間違っているかも知れません、理解が間違っているかも知れません。それはどの様に考えますか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 全ての国の交付金がどういう形で出ていて、どういう基金かというところまでの情報も知識もないのですが、現在、町の方で対応しているものについては、地域経済活性化、雇用創出臨時交付金ということで創設された地域の元気臨時交付金ということの交付金を活用しているということで、国からは今年使えなかったものについては、来年までということで指示を受けていますが、目的というのは多分に重なる部分や似たようなところもあるのかも知れませんが、国としては、当初は民主党の中で考えられたものが、今年になってから閣議決定で補正予算で額が決定したというところもあって、時間的には震災も絡むのかも知れませんが、とにかく、地方の経済活性化ということが目的でこの交付金はおりてきますので。直接社会資本整備等の方の震災という名称は付いていないです。ただ、土地改良の方は震災の影響があったところということで。当初、土地改良の締結されたのが、平成22年3月ということで震災の前の締結です。ですから震災が起きたまでの1年ちょっとある部分に

については震災の対象にはならないということで、それ以降で、平成27年までに支払われるものに対しての基金、国からの交付金という形になっていますので、二期の土地改良の経費全てが国から出るということではなく、その中の震災に影響された部分についてのみの交付金という形になっています。土地改良についてはそれ以降の実際に支出している分、元気づくりの社会資本の方は、それ以降に今年、閣議決定されたものについておりてきてはいますが、それがどんな中身の交付金かとまでは確認していません。

○委員長（藤村 勉君） 他になにかございますか。山田委員。

○委員（山田真幸君） 今回の元気づくり交付金は、交付金の出た時期も、例えば、金額が使い切れない時期に出たとか、要するに余ったものを繰り越しても良いよと、それに関しては基金として積んでおきなさいよという解釈で良いのですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 余ったものを繰り越すということではなく、町に必要な対策で沢山やることはあるのですが、準備が整わないということで、余ったのではなく、まだまだいっぱいあって足りないのですが、必要なものを順次やっていくということで、ご理解いただければと思います。決して余っていないと。この交付金というのは裏負担がないので、非常に助かります。

○委員長（藤村 勉君） 山田委員。

○委員（山田真幸君） 国を悪く言えば、何もこんな市町村に任せてこれは基金に積んでおきますとだとか、勝手にやらせておけばいいのに、他の市町村も結構こういう基金で積み立てているので、地方自治体を信用していないのかなというそういうところがあるんですね。なんかこういう条例を作って基金を貯めておきなさいよ、次の年のために他に使われちゃうと大変だみたいな。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） この交付金というのは裏負担がないので、財源の厳しい町としては非常に助かるものです。使い方についても、ある程度、本当に必要なもので対応ということで、ずっと裏負担がない補助、常に同額くれるというのが私としては、良いのかなと。

○委員長（藤村 勉君） 山田委員。

○委員（山田真幸君） これが貯まっていくじゃないですかこの貯まったものに関しては、社会資本整備等となっているから、公共的なものだったら何でも使えるという解釈で良いのですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 今後たまって行くということではなく、現在ある程度想定されている額というのは平成26年度で使い切ると。ただ庁舎にしても公園にしてもいろんな施設はかなり古くなっていますから、それは引き続きこの基金のなかで貯めてやっていかなくては、

突然メンテナンスが悪くてとかその辺までは、中々整備されていない部分がありますので。そのための基金を作っておこうと、単純に財政調整基金の中でみてやっっていこうよりは、もう少し目的をもって、基金の中に積んで対応できるようにしたいというのは根底には有ります。あくまでも、いまあるものは、平成26年度で無くなるということで現在は考えております。そういう制度です。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 確認です。交付金に色がついているから、基金条例作って積み立てたですね。他に使えない金だから。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 他に使えないって、人件費ということですか。あくまでも、町で町民の福祉向上ということが目的の基金です。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 社会資本の整備にしか使えない交付金だから、間に合わなかったものは、基金を作って次年度に繰り越せよということの基金条例ですよ。

○委員長（藤村 勉君） 中澤課長。

○委員（中澤寿司君） 基本的にはそうです。平成26年度で来たものはゼロになるはずで。それ以降はこの基金のなかで、社会保障の関係のメンテナンスだとかそういうものを今後積んでいきたいと考えております

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 平成26年度で今年度使い切れなかった分は平成26年度でとにかくゼロになると、更にそのためにまず、これがあるのだと思うんだけど、そこから先、またここへいくら積み立てて行くと社会資本整備のために。おっしゃる事は分かるんだけど、社会資本整備にしか使えないものだから、財政調整基金へ積んでおいた方が、あと後のためにはよいのではないかと。と思うんですよ。この基金へ、そこから先の運用はまた、ここでやるべき話ではないのかも知れないけれども、平成26年度、空になった時点で、役割は終わるのではないかと私は思っていた。そしたら、また更にこれを活用していくらかずつ積み立てていって万が一の時におっしゃるけれども、万が一の時、財政調整基金にやっておいた方が何にでも使える訳だから、その辺のところはどうなのかなと、ちょっと疑問があるのです。

○委員長（藤村 勉君） 中澤課長。

○委員（中澤寿司君） 直接の回答になりませんが、今回使い切れなかったということで基金へ入れると説明しておりますが、ある程度、消防関係だとか、そういう大きなもので使うことが前提ということで積み立てるという予定でおります。いま、おっしゃったことについては、今後いくら積むということは、こちらで確定するものではございませんので、なんともいえませんが、結果として、皆さまの予算の議論の中で決まっていくことだと思います。いくら積む

というようなことは、現時点では確定できるものではございません。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 答弁のようで、答弁になっていないということは理解できました。それは、後で話します。来年度の話です。3条、どこにでも必ず書いてあるんだけど、たまたま議題だから聞きますけれども、最も確実かつ有利の最もって確実と有利両方に掛かるんですか、確実だけにかかるんですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤課長。

○委員（中澤寿司君） かつですから最もは確実と有利、両方に掛かります。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 確実と有利というのは、相矛盾するんですよ。でも、こういう基金条例というのは、書かなくてはいけないものなんでしょうけども、最もってというのは、唯一という意味ですよ。トップということですよ。1つしかないんですよ。金融機関への預金その他、金融機関への預金よりも確実なものがあるのか有利なものはある。有利はあるけど、確実は無いだろう。条例ってこういうふうにするものなんでしょうけれども、たまたま議題だから、変なことをお尋ねしています。

○委員長（藤村 勉君） 中澤課長。

○委員（中澤寿司君） こう答えようってことで手を上げた訳じゃないんですが、先ほど、金島議員からもあった有価証券ということで、現実の運用の仕方としては、金融機関によって微妙に利率だとか、違いますのでその辺も聞きとりしながら、少しでも有利なものをその中で判断してというようなことで運用していると。全ての場合確実だというところが、なかなか難しいというところは有ると思いますが、その中で少しでも有利で、安全性の高いものということで運用してございます。いろいろ、監査の中で指摘等受けながら有効活用しているということで、私の方では聞いております。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） これにて質疑を終わります。

これより議案第8号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きます。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） これにて委員各位からの意見・討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（藤村 勉君） 挙手全員。よって、議案第8号栄町社会資本整備等基金条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

○委員長（藤村 勉君） ここで10分間の休憩といたします。2時より再開いたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

◎ 議案第9号

○委員長（藤村 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第9号栄町国営印旛沼二期土地改良事業負担金支払準備基金条例を議題といたします。すでに本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いします。中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） ありません。

○委員長（藤村 勉君） これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 恐れ入りますが、まず、基本的なことで、印旛沼二期工事というのは具体的にどういうものですか。総事業費、栄町が負担すべき金額等を教えてください。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤寿司君） 担当課長に説明をお願いしているところですが、若干遅れるということで、私の分かる範囲でお答えさせていただきます。予定総事業費は332億円、これはすでに平成22年3月に県と関係市町、土地改良と締結されており、支払については平成31年から平成47年までの間に支払うということになっております。このなかで、平成24年度に既に5千万円この部分の震災分ということで国から来ています。平成27年までに先ほどの5千万円と合わせまして1億2,700万円が入ってくるだろうということになっております。この部分を今回の基金に積み立てて平成31年以降からの支払に対応しようということです。負担割合は用水改良関係と排水改良ということで2つの負担区分がございます。用水改良については市町村は300分の18、国が300分の200、県が300分の75、土地改良区は300分の7、排水改良になります。市町村負担は300分の25、国が300分の200、県が300分の75、こちらについては土地改良の負担は無いということで、その分市町村が負担すると。この市町村の負担割合については、それぞれの受益面積等で比率がそれぞれ変わってくるということでその負担比率は施設ごとに非常に多くて分かれています。栄町に絡んで大きなもので言うと、白山・甚平機場用水は成田市と栄町で56.91、栄町が43.09となります。あと栄町で絡むのは、吉高機場は印西市が91.24、栄町が8.76。先ほどの約1億9,000万円の負担が、国営事業予定額、あくまでも今、進捗しているということで予定額で1億9,800万円が想定されるということです。私からは以上です。

○委員長（藤村 勉君） 古川産業課長。

○産業課長（古川正彦君） 私の方から、国営二期印旛沼事業について概略をご説明申し上げます。まず、受益面積、全体面積になりますが、5,002ha、こちらに属する関係市町村が成田市、佐倉市、八千代市、印西市、酒々井町、栄町となります。工事期間が平成22年度から平成33年度、総事業費332億円、主要な工事概要は用水機場が3ヶ所、排水機場は3ヶ所、幹線用水路が1.2km、幹線排水路が1.1km、支線用水路が51.7kmとなります。栄町に関係する部分が白山甚平機場掛かりということで、現在、安食にあります白山機場が撤去されて代わりに、成田市大竹地先に白山・甚平機場が整備されます。そちらによって用水が栄町の方に供給されるという計画になります。ただ一部吉高排水機場の方に長門川の反対側、印西市側のエリアにつきましては、吉高機場の方に影響を及ぼしますので、その部分として先ほど申し上げました様に吉高排水機場の部分と、白山・甚平機場の部分が、それぞれ栄町から負担が出るということになります。現在の進捗状況は事業費ベースでいきますと平成24年度までで進捗率は15.5%となります。栄町管内については、大竹機場は現在建設中でございますけれども、大竹機場から現在の白山機場のある場所までの管路については、ほぼ出来上がっておりますが、酒直の機場から豊年橋までの一部区間が未着工となります。こちらの整備については平成26年度以降の工事となります。もう一本が酒直の南部地区から鉄道を横断して酒直、竜角寺地区の方に向かう用水路の整備がありますが、こちらも鉄道横断部分までは、ほぼ完成しておりますが、その先の支線がまだ未着工ということになっております。栄町エリアの部分についての管路整備は周辺の自治体よりも優先して工事が行われておりますので、平成26年ないし平成27年ごろに開通されるという予定です。機場の方がまだ着工したばかりですので、こちらの整備完了がおおよそ平成27年頃と言われております。先ほど申し上げた進捗率については、あくまでも事業費ベースでございますので、いわゆる管路整備延長の何%ということではございませんのでご了解いただきたいと思います。概要ということで説明させていただきます。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 大変分かりやすい説明でございました。ありがとうございます。これの支払が平成31年から平成47年までということですが、18年間均等に支払っていくのか、それともここまでに払えばいいのか、平成31年に1回で払ってしまって良いものなのか、どういう形ですか。

○委員長（藤村 勉君） 古川産業課長。

○産業課長（古川正彦君） 申し訳ございません。一括償還の可能性まではまだ、私どもも調査できておりませんで、現時点におきましては、年間約1,910万円の均等払という様に承っております。先ほど財政課長が申しあげた負担額についてはあくまでも、直接工事費の額ですので、借入金額の利息が加算されての償還ということになりますので1,910万円の均等払となります。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 先ほど、1億9,800万円という数字でしたよね。償還しなくてはならないのが。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤 寿司君） 当初に締結した時点での予定額として1億9,800円ということとされております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 今の古川課長の説明で年間1,910万円を18年間で償還するということで確認ですけど、間違いはないですか。

○委員長（藤村 勉君） 古川産業課長。

○産業課長（古川正彦君） 総償還額につきましては、1億9,800万円に対して現時点で5%年利を付加して総償還額として3億700万円となります。その均等割で1,910万円というような形になっております。それと、事業の関係で据え置き期間2年間の中で、若干の償還が発生するということが、今のところ試算されております。それが990万円×2年。その後、平成33年から平成47年までが1,910万円というような試算値として示されております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 1億9,800万円という数字があって、特別交付税として見込まれるのが1億2,700万円でしたね。単純計算して金利とか考えないで7,100万円を町が持ち出すということで良いのですか。

○委員長（藤村 勉君） 中澤財政課長。

○財政課長（中澤 寿司君） 単純な差引ですとそういう形です。7,100万円がどういう財源に使うかは別として、そういう形になろうかと思えます。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 単純な計算で、7,100万円をこの18年間のうちに基金の中へ組みこんでいけば、本当は、もっと違う数字なんだろうけども単純にそういうことなんです。極めて大ざっぱに言うと。

○委員長（藤村 勉君） 古川産業課長。

○産業課長（古川正彦君） 先ほど申し上げました、1億9,800万円これはあくまでも直接工事費となりますので、現在示されている、総償還額3億700万円から1億なにがしを引いた額が単独で支払う額となります。付け加えますが、事業費及び利率につきましては国営の方も何分長期に渡る計画なので、現時点ではっきりした数字は出せないということとございました。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 平成22年の3月議会で土地改良問題やって、1番心配なのは、国・県の負担はありますけれども、農業経営が大変な中で今の状況からいくと、大変だという農家の声があって、その時に答弁したのは、土地改良区の基金を切り崩して面積によって農家負担も償還していくと聞いたのですが、今、国・県についてはほしい当時の答弁と同じだったのですが、農家の土地改良区の負担についてはどういう計算方法ですか。

○委員長（藤村 勉君） 古川産業課長。

○産業課長（古川正彦君） 申し訳ございませんが、土地改良の償還分まではいつからどういうふうに始まるだとか、還付金額分かりませんが、算定につきましては、総事業費に対して300分の7。これが土地改良負担分となります。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 基金取り崩しで当然そこからやる訳ですけど、当時10アール当たり1,000円ということですが、そうすると、今言ったのはその金額に相応しいのでしょうか。確認です。

○委員長（藤村 勉君） 古川産業課長。

○産業課長（古川正彦君） 申し訳ございませんが、土地改良の償還分までは私ども理解しておりませんので。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） この6月議会で栄町でこの条例が出来ましたが、他の関係する市町は一斉に6月議会が出るのですか。

○委員長（藤村 勉君） 古川産業課長。

○産業課長（古川正彦君） こちら、先ほど申し上げました様に、栄町の場合は債務負担行為をこの事業実施の際に可決いただいておりますので、本来は基金を増設する必要はまったくない訳ですが、震災関係の交付金があるということで、それを積み立てておくということから基金に発展したものでございますので全市町が同じような足並みを揃えている訳ではありません。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） あくまでも栄町の場合はこういう形にしたということで、ただ、いま、同じ印旛沼土地改良の区域エリアの中では、国県の補助金を受けながらどういう風に返済していくか、農家負担を補っていくかということの連絡会みたいなものはないですか。たまたま栄町は、いま課長がおっしゃったような形でやるんだけど、他の関係する市町村との会合とか、その辺は。償還期間長いですからどうなのかなと思ひまして。

○委員長（藤村 勉君） 古川産業課長。

○産業課長（古川正彦君） 年に1回ほしい7月が第1回になるのですけれども、何かありました場合は臨時で追加1～2回、年間計2～3回担当課長の調整会議はございます。

その中で、今回の交付金の関係が、お話に上がったということで、こちらとしては基金化するというお話をさせていただきました。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。

[「なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） これにて質疑を終わります。

これより議案第9号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きます。

[「なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） これにて委員各位からの意見・討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○委員長（藤村 勉君） 挙手全員。よって、議案第9号栄町国営印旛沼二期土地改良事業負担金支払準備基金条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） 以上で総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

○委員長（藤村 勉君） 本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後2時20分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成25年 7月 1日

総務常任委員会 委員長 藤村 勉